

## 鶴見区4歳男児傷害致死容疑逮捕案件について

### 1 事例概要

平成30年（2018年）1月25日に死亡した4歳男児（以下「本児」という。）への傷害致死容疑で、同居男性（当時）が令和4年8月24日に逮捕、9月13日に起訴されました。

### 2 世帯構成（当時）

同居男性（25歳）、実母（25歳）、本児（4歳）の3人世帯

### 3 経過

平成29年9月21日	鶴見区こども家庭支援課へ保育所から相談。
平成29年10月3日	区が受理会議を実施。調査を継続することを決定。
平成29年10月25日	鶴見警察署から中央児童相談所へ児童虐待通告。
平成29年10月26日	中央児童相談所と区が情報共有、連携を開始。
平成29年11月1日	区がケース検討会議を実施。要保護児童等進行管理台帳に登録。
平成29年11月2日	中央児童相談所が実母へ電話連絡（応答なし）。その後同月6日に連絡がとれ、以後複数回にわたり家庭訪問の日程を調整。
平成29年11月10日 平成29年11月14日	本件とは別の手続きのため、実母が区に来庁
平成29年12月25日	中央児童相談所が家庭訪問し、実母と面談を実施。
平成30年1月4日	本児が怪我を理由に保育所を欠席したことを区が把握。
平成30年1月5日	区が家庭訪問し、実母と面談を実施。本児の様子を確認。
平成30年1月18日	これまでの調査結果を踏まえ、中央児童相談所が受理会議を実施。同居男性による身体的虐待を認定。
平成30年1月23日	本児が心肺停止で救急搬送。
平成30年1月25日	本児死亡。

### 4 本市の対応

#### （1）事例の検証について

##### ア 児童虐待による重篤事例等検証委員会による検証

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく「児童虐待による重篤事例等検証委員会」による検証の対象となる事例は、以下のとおりです。

（ア）児童虐待による死亡事例

（イ）本市が継続支援中の児童に対する重篤事例において、保護者が起訴された場合

##### イ 内部検証委員会による検証

本市では、「児童虐待による重篤事例等検証委員会」の対象とならない事例についても、内部委員による事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしています。対象となる事例は以下のとおりです。

- (ア) 児童虐待による継続支援中の児童の死亡（病死など）
- (イ) 保護者が対象児童に対する傷害罪等で起訴された事例のうち、継続支援中ではない場合
- (ウ) 児童虐待による継続支援中の児童で、虐待認定「A（生命の危機あり）ランク」とした事例
- (エ) その他、こども青少年局長が必要と判断した事例

**(2) 本事案の内部検証について**

継続支援中の児童の死亡事例として、所属の振返りをもとに、内部検証を実施しました。

**ア 検証委員会開催日**

平成 30 年 8 月 17 日

**イ 検証委員**

こども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、区こども家庭支援課の医師、保健師、社会福祉職、事務職の責任職により構成

**ウ 検証により共有した課題と対応策**

問題点・課題	対応策
○個別ケース検討会議を開催すべきタイミングで開催されず、関係機関で支援方針を共有できなかった。	○要保護児童等進行管理会議等を活用した専門的助言をより充実させるため、提出ケース基準を見直し、マニュアルに反映させた。
○通告受理時、地区担当職員が虐待対応調整チームと情報共有を行わず、即時の組織的判断がされなかった。	○「虐待通告初期対応情報共有会」をモデル実施し、区の初期調査に関する技術向上を図った。(現在は全エリアで毎月実施) ○「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」に基づき、地区担当職員の単独判断ではなく、必ず虐待対応調整チームに報告し組織的判断を行うよう研修等で徹底した。
○複数人での訪問を行っていなかった。また、社会福祉職のみで面接訪問等の支援を行っていた。	○「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」、「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」に基づき、社会福祉職と保健師が専門性を生かしながら支援を実施すること、複数人での対応を行うことを研修や実地指導を通じ徹底した。
○他の相談で把握した虐待対応に有益な情報が担当者に引継がれなかった。	○他の相談で把握した虐待対応や支援等に有益な情報は、地区担当者や虐待対応調整チームとの共有を行うよう、相談員や責任職対象の研修、会議を通じ徹底した。

### (3) 本市がとった改善策

#### ア 内部検証指摘事項への対応

検証委員会での指摘をもとに、研修の実施やマニュアルの改訂等を行いました。

#### イ 児童相談所における相談通告受理体制の変更

相談や通告受理後速やかに組織的判断を行うため、通告等全件を受理会議に提出することや、受理会議を1週間以内に実施することを「横浜市児童相談所における相談通告受理事務マニュアル」に定めました。(令和3年4月改訂)

#### ウ 職員の増員

検証委員会で共有した課題や法改正等を踏まえ、児童相談所及び区役所こども家庭支援課の職員を増員しました。

#### 【参考】職員の増員状況（月額会計年度任用職員等含む）

	平成29年度※ <sup>1</sup>	令和4年度※ <sup>2</sup>	増員数
児童相談所	392人	638人	246人
区こども家庭支援課	721人	924人	203人

※1：平成29年4月14日現在の数

※2：令和4年4月13日現在の数

## 5 今後について

同居男性（当時）が起訴されたことに伴い、公判内容を踏まえ、本市児童福祉審議会「児童虐待による重篤事例等検証委員会」で本事例の検証を行います。